

「がん登録等の推進に関する法律」に基づく諮問について

平成27年12月25日
健康福祉局がん対策課

1 趣旨

「がん登録等の推進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない事項について、広島県がん対策推進委員会に諮問する。

※ 審議会その他の合議制の機関とは

がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験者及び個人情報の保護に関する学識経験者が構成員に含まれる知事の附属機関

2 今回諮問する事項

(1) 広島県がん情報を提供することができる者として定める者

- ・ 国立大学法人広島大学 (広島大学病院を含む。)

[理由] 県と共同して調査研究事業を実施するなどの実績があり、法第18条第1項第2号に準ずる者として適当である。

- ・ 公益財団法人放射線影響研究所

[理由] 長年に渡り、がんに係る調査研究を実施しており、国においても全国がん登録情報等の提供の対象者として定めている。

(2) 県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者の指定 (委託先)

公益財団法人放射線影響研究所へ委託する。

[理由] 同研究所は、平成16年度から広島県地域がん登録に係る収集データの入力、集計及び解析業務等を受託するなど、がん登録に関する十分な専門的能力を有している。

【審議会等の意見聴取が必要な事項】

1 都道府県がん情報の利用

(1) 都道府県知事による利用等 (法第18条第2項)

法第18条第1項第3号の規定により、同項第2号に掲げる者に準ずる者を定め、都道府県がん情報、特定匿名化情報を利用または提供する場合

(2) 市町村等への提供 (法第19条第2項)

都道府県がん情報のうち、当該市町村のがん情報を提供する場合

(3) その他の提供 (法第21条第10項)

- ・ 調査研究を行う者へ都道府県がん情報を提供する場合 (同条第8項)
- ・ 調査研究を行う者へ匿名化した情報を提供する場合 (同条第9項)

2 都道府県がんデータベース

(1) 都道府県データベースを整備し、又は保存する情報の対象範囲を拡大する場合 (法第22条第2項)

(2) 都道府県がん情報を匿名化するとき (法第22条第4項)

(3) 届出対象情報以外のがんの情報 (法第22条第1項第2号に規定) を保有する者を政令第6条第2項第9号の規定に従って指定するとき (政令第6条第3項)

3 権限及び事務の委任

法第24条 (都道府県知事の権限及び事務の委任) に規定する、都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者を指定するとき (政令第8条第2項)

3 参考

がん登録等の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県知事による利用等）

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。）
- 二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

（都道府県知事の権限及び事務の委任）

第二十四条 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務
 - 二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）
 - 三 第二十二条第一項及び第三項に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）
- 2 前項の規定により第十条第二項又は第十三条第二項の事務の委任が行われた場合においては、第十条第一項又は第十三条第一項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

がん登録等の推進に関する法律施行令（抜粋）

（都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者）

第八条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、都道府県知事が法第一条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とする。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

第六条

3 都道府県知事は、前項第九号の規定によりがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定をしようとするときは、あらかじめ、法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。